

南知多町まちなみ景観条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び南知多町まちなみ景観条例（令和6年南知多町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

（重点地区に係る告示事項）

第3条 条例第9条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定の年月日（同条第5項の規定による指定の変更にあつては当該変更の年月日、同項の規定による指定の解除にあつては当該解除の年月日）
- (2) 重点地区の名称
- (3) 重点地区の範囲

（事前協議）

第4条 条例第10条第1項の規定による協議は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行う日の30日前までに事前協議書（様式第1号）を町長に提出して行うものとする。

- 2 法第16条第1項の規定による届出に係る事前協議書には、省令第1条第2項第1号から第3号までに掲げる図書及び別表第1の行為の種類に応じた同表に規定する図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、当該図書について定められた縮尺によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、町長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に替える

ことができる。

3 法第 16 条第 2 項の規定による届出に係る事前協議書には、変更に係る図書を添付しなければならない。

4 町長は、前 2 項の規定により添付する図書について必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

4 条例第 10 条第 4 項の規定による通知は、事前協議確認書（様式第 2 号）により行うものとする。

（行為の届出）

第 5 条 法第 16 条第 1 項及び条例第 11 条前段の規定による届出は、景観計画区域内における行為届出書（様式第 3 号）により行うものとする。

2 法第 16 条第 2 項及び条例第 11 条後段の規定による届出は、景観計画区域内における行為変更届出書（様式第 4 号）により行うものとする。

3 法第 16 条第 1 項の規定による届出を行う者は、省令第 1 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる図書、別表第 1 の行為の種類に応じた同表に規定する図書及び事前協議確認書を第 1 項の届出書に添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、当該図書について定められた縮尺によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、町長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に替えることができる。

4 条例第 11 条前段の規定による届出を行う者は、別表第 1 の行為の種類に応じた同表に規定する図書を第 1 項の届出書に添付しなければならない。

5 法第 16 条第 2 項の規定による届出を行う者は、変更に係る図書及び事前協議確認書を第 2 項の届出書に添付しなければならない。

6 条例第 11 条後段の規定による届出を行う者は、変更に係る図書を第 2 項の届出書に添付しなければならない。

(届出に係る行為の適合通知)

第6条 町長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為(以下「届出行為」という。)が、景観計画に定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に適合すると認めるときは、当該届出を行う者に対し、届出行為の適合通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(届出行為の完了)

第7条 法第16条第1項若しくは第2項又は条例第11条の規定により届出をした者は、届出行為が完了した場合は、景観計画区域内における届出行為完了届出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(助言、指導及び勧告)

第8条 条例第13条の規定による助言及び指導並びに法第16条第3項の規定による勧告は、助言・指導・勧告書(様式第7号)により行うものとする。

(変更命令等)

第9条 法第17条第1項及び同条第5項の規定による命令は、変更等措置・原状回復等命令書(様式第8号)により行うものとする。

(景観重要建造物の指定の告示事項)

第10条 条例第18条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称及び所在地
- (3) 指定の理由となった外観の特徴
- (4) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲

(景観重要建造物の標識)

第11条 法第21条第2項の規定する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 指定した建造物の名称

(景観重要建造物の現状変更の許可の申請)

第 12 条 省令第 9 条に規定する申請書は、景観重要建造物現状変更許可申請書（様式第 9 号）によるものとする。

2 町長は、前項の申請書の内容を審査し、景観重要建造物の良好な景観の保全に支障がないと認めるときは、景観重要建造物現状変更許可書（様式第 10 号）により許可するものとする。

(景観重要建造物の所有者の変更の届出)

第 13 条 法第 43 条の規定による景観重要建造物に係る届出は、景観重要建造物所有者変更届出書（様式第 11 号）により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の告示事項)

第 14 条 条例第 20 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要樹木の樹種
- (3) 景観重要樹木の所在地
- (4) 指定の理由となった樹容の特徴

(景観重要樹木の標識)

第 15 条 法第 30 条第 2 項の規定する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 指定した樹木の種類

(景観重要樹木の現状変更の許可の申請)

第 16 条 省令第 14 条に規定する申請書は、景観重要樹木現状変更許可申請書（様式第 12 号）によるものとする。

2 町長は、前項の申請書の内容を審査し、景観重要樹木の良好な景観の保全に支障がないと認めるときは、景観重要樹木現状変更許可書（様式第 13 号）により許可するものとする。

（景観重要樹木の所有者の変更の届出）

第 17 条 法第 43 条の規定による景観重要樹木に係る届出は、景観重要樹木所有者変更届出書（様式第 14 号）により行うものとする。

（書類の提出部数）

第 18 条 法、省令、条例及びこの規則の規定に基づき町長に提出するものの部数は、正本及び副本各 1 部とする。

（景観アドバイザーの委嘱）

第 19 条 条例第 22 条に規定する景観アドバイザーは、都市計画、建築、造園、土木、造形又は色彩に関して専門的知識又は経験を有する者の中から、町長が委嘱する。

2 景観アドバイザーの任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

（景観アドバイザーの職務）

第 20 条 景観アドバイザーは、次に掲げる事項に関し、良好な景観の形成の見地から情報の提供及び専門的助言を行うものとする。

- (1) 公共施設の整備、改善等に関する事項
- (2) 景観計画区域内における行為の届出をした者に対する助言又は指導に関する事項
- (3) 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者に対する助言又は指導に関する事項
- (4) 町民、事業者及び審議会に対する景観継承のための技術支援に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(景観アドバイザーの守秘義務)

第 21 条 景観アドバイザーは、職務上知り得た情報及び内容を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審議会の会長)

第 22 条 条例第 9 条第 4 項の規定による審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第 23 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、町長が招集する。

2 会議は、会長（会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第 24 条 審議会の庶務は、建設経済部まちなみ環境課において処理する。

(審議会の運営)

第 25 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(都市公園の指定)

第 26 条 条例別表の規則で指定する都市公園は、別表第 2 のとおりとする。

(委任)

第 27 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条、第5条関係）

行為の種類	図書		
	図書の種類	縮尺	明示すべき事項
(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (2) 工作物（太陽光発電設備を除く。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	配置図	100分の1以上	(1) 方位 (2) 行為地の形状及び寸法 (3) 行為地内の建築物等の位置 (4) 行為地周辺の状況
	外構図	100分の1以上	(1) 緑化施設の位置 (2) 附属設備等の位置 (3) 照明の位置 (4) 法面、擁壁等の工作物の外観
太陽光発電設備	位置図	2,500分の1以上	(1) 行為地の位置 (2) 行為地周辺の状況
	配置図	100分の1以上	(1) 方位 (2) 行為地の形状及び寸法 (3) 行為地内の建築物等の位置 (4) 行為地周辺の状況
	現況写真		(1) 行為地の状況 (2) 行為地周辺の状況
開発行為又は法第16条第1項に規定する政令で定める行為	現況図	1,000分の1以上	(1) 方位 (2) 地形 (3) 行為地の位置 (4) 行為地周辺の状況 (5) 樹木の状況
	配置図	1,000分の1以上	(1) 方位 (2) 行為地の形状及び寸法 (3) 行為地内の建築物等の位置 (4) 為地周辺の状況 (5) 緑化施設の位置 (6) 法面、擁壁等の工作物の外観
	造成計画平面図	1,000分の1以上	(1) 方位 (2) 開発区域の境界 (3) 切土又は盛土をする土地の色分け（切土にあつては茶色、盛土にあつては緑色） (4) 崖及び擁壁の位置 (5) 道路の位置、形状、幅員及び勾配 (6) 縦横断線の位置及び記号 (7) 工区界及び地形（等高線） (8) 宅地の地盤高及び面積
	造成計画断面図	1,000分の1以上	(1) 切土又は盛土をする前後の地盤面の色分け（切土にあつては茶色、盛土にあつては緑色） (2) 崖及び擁壁の位置
(1) 広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置	配置図	100分の1以上	(1) 方位 (2) 表示又は設置の場所 (3) 行為地周辺の状況

(2) 広告物又は広告物を掲出する物件の変更又は改造	色彩広告面 積模写図	50 分の 1 以上	(1) 色彩 (2) 表示面積
	現況写真		(1) 行為地の状況 (2) 行為地周辺の状況
	位置図	2,500 分の 1 以上	(1) 行為地の位置 (2) 行為地周辺の状況

別表第 2 (第 26 条関係)

名称	位置
城下公園	南知多町大字内海字城下65番地
岡部公園	南知多町大字内海字長城21番地の 6
荒布越公園	南知多町大字山海字荒布越49番地
小佐公園	南知多町大字豊浜字豊浦 6 番地
中町公園	南知多町大字豊浜字中町10番地の 1
みなと公園	南知多町大字大井字聖崎 1 番地の57及び片名字矢籠 2 番地の41
聖崎公園	南知多町大字大井字聖崎 1 番地の16、 5 番地の 1 の一部、 5 番地の 2、 5 番地の 3 の一部、 5 番地の 4 の一部、 5 番地の 7 及び 6 番地の一部並びに片名字長谷 1 番地の 1 の一部及び 1 番地の19の一部
西園公園	南知多町大字大井字西園129番地
新師崎公園	南知多町大字片名字新師崎 7 番地の 1 及び 7 番地の 2
神戸浦公園	南知多町大字師崎字神戸浦171番地
林崎公園	南知多町大字師崎字林崎95番地
新町公園	南知多町大字師崎字西新町49番地

様式第1号（第4条関係）

事前協議書

年 月 日					
南知多町長 様	<p style="text-align: center;">申出者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 電話番号</p>				
<p>南知多町まちなみ景観条例第10条第1項の規定に基づき、次のとおり景観計画区域内における行為について、協議を申し出ます。</p>					
該 当 区 分	<input type="checkbox"/> 景観法第16条第1項該当（新規届出に係るもの） <input type="checkbox"/> 景観法第16条第2項該当（適合通知書番号 第 号）				
行 為 の 種 類	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: none;"><input type="checkbox"/>建築物 <input type="checkbox"/>工作物</td> <td style="border: none;">ア 新築・新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観を変更する修繕・模様替 カ 色彩の変更</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"><input type="checkbox"/>開発行為 <input type="checkbox"/>景観法第16条第1項に規定する政令で定める行為</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物	ア 新築・新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観を変更する修繕・模様替 カ 色彩の変更	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 景観法第16条第1項に規定する政令で定める行為	
<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物	ア 新築・新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観を変更する修繕・模様替 カ 色彩の変更				
<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 景観法第16条第1項に規定する政令で定める行為					
行 為 の 場 所	南知多町				
行為の設計又は施行方法					
行 為 の 期 間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">着手予定日 年 月 日</td> <td style="width: 5%; border: none;">-----</td> <td style="width: 45%; border: none;">完了予定日 年 月 日</td> </tr> </table>	着手予定日 年 月 日	-----	完了予定日 年 月 日	
着手予定日 年 月 日	-----	完了予定日 年 月 日			
連 絡 先	<p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>電話番号</p>				

- 注1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 景観法第16条第1項に該当する場合は、次の(1)及び(2)の書類を添付してください。
- (1) 景観法施行規則第1条第2項第1号から第3号までに掲げる図書
- (2) 南知多町まちなみ景観条例施行規則別表の行為の種類別の区分に応じた同表に規定する図書
- 3 景観法第16条第2項に該当する場合は、変更に係る図書を添付してください。
- 4 「申出者」欄には、行為者の住所等を記入してください。また、行為者が法人その他の団体の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 5 「該当区分」及び「行為の種類」欄は、該当するものに☑し、必要に応じて○で囲んでください。
- 6 「連絡先」欄には、協議内容の照会先として、申出者以外の者（設計者、施行者等）を希望する場合に記入してください。

別紙1 (建築物用)

用		途								
				申出部分		既存部分		合計		
敷地面積				m ²		m ²		m ²		
建築面積				m ²		m ²		m ²		
延べ面積		(階)		m ²		(階)		m ²		
高さ				m		m		m		
構造										
新築・増築・改築・移転	外部仕上げ			申出部分			既存部分			
		屋根	色彩							
			素材							
		外壁	色彩							
	素材									
	敷地の緑化			申出部分		既存部分		合計		
		緑地面積		m ²		m ²		m ²		
樹種										
外観を変更する修繕・模様替 色彩の変更	外観面積						m ²			
			変更面積		変更割合		変更前		変更後	
	屋根	色彩	m ²		%					
		素材	m ²		%					
	外壁	色彩	m ²		%					
		素材	m ²		%					
景観上配慮した事項 その他参考となる事項										

- 注1 建築物の新築に該当する場合は、「既存部分」欄の記入は不要です。
- 2 「用途」欄には、事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等の建築物名を記入してください。
 - 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
 - 4 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
 - 5 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。（ ）には、階層を記入してください。
 - 6 「高さ」欄には、建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定により算定した高さを記入してください。また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、「申出部分」欄には増築又は改築する部分の高さを記入し、「既存部分」欄には現在の高さを記入し、「合計」欄には増築又は改築後の高さを記入してください。
 - 7 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等を記入してください。
 - 8 「色彩」欄には、マンセル表色系の記号を記入してください。また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積及びマンセル表色系の記号を記入してください。
 - 9 「素材」欄には、表面仕上げの素材をできるだけ詳しく記入してください。
 - 10 各欄に記入できない場合は、「別紙のとおり」とし、添付する図書に記入してください。
 - 11 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。

別紙2 (工作物用)

種 類					
		申出部分	既存部分	合計	
敷 地 面 積		m ²	m ²	m ²	
築 造 面 積		m ²	m ²	m ²	
高 さ		m	m	m	
構 造					
新設・増築・改築・移転	仕 上 げ		申出部分	既存部分	
		色 彩			
		素 材			
	敷地の緑化		申出部分	既存部分	合計
		緑地面積	m ²	m ²	m ²
樹 種					
外観を変更する修繕・模様替 色彩の変更	外観面積	m ²			
		変更面積	変更割合	変更前	変更後
	色 彩	m ²	%		
	素 材	m ²	%		
景観上配慮した事項 その他参考となる事項					

- 注1 工作物の新設に該当する場合は、「既存部分」欄の記入は不要です。
- 2 「種類」欄には、煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等の工作物名を記入してください。
 - 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
 - 4 「築造面積」欄には、工作物の水平投影面積を記入してください。
 - 5 「高さ」欄には、地上からの高さを記入してください。増築又は改築によって高さが増加する場合は、「申出部分」欄には増築又は改築する部分の高さを記入し、「既存部分」欄には現在の高さを記入し、「合計」欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
 - 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
 - 7 「色彩」欄には、マンセル表色系の記号を記入してください。また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積及びマンセル表色系の記号を記入してください。
 - 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材をできるだけ詳しく記入してください。
 - 9 各欄に記入できない場合は、「別紙のとおり」とし、添付する図書に記入してください。
 - 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。

別紙3（その他用）

目		的		
行為の種類	開発行為等	行為地の面積 m ²	変更後の土地の 形状	
		法面又は擁壁 の規模 高さ 長さ 勾配	法面等の外観	
			緑化の方法	
景観上配慮した事項 その他参考となる事項				

注1 開発行為を行う方は、次の事項に留意してください。

- (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2) 「法面等の外観」欄には、法面又は擁壁の勾配、擁壁の素材等について記入してください。
 - (3) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。
- 2 各欄に記入できない場合は、「別紙のとおり」とし、添付する図書に記入してください。
 - 3 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、施行に当たって、特に留意した事項等を記入してください。

様式第 2 号（第 4 条関係）

事前協議確認書

	第	号
	年	日
	月	
様		
	南知多町長	印
年 月 日付けで南知多町まちなみ景観条例第 10 条第 1 項の規定により協議のあった下記の件については、別紙の協議内容をもって協議を終了します。		
記		
1	行為の種類	
2	行為の場所	
	南知多町	
3	行為の期間	
	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
4	行為の目的	

注 景観法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出を行う際は、本確認書を添付してください。

景観計画区域内における行為届出書

年 月 日							
南知多町長 様 届出者 住 所 氏 名 電話番号							
（景観法第16条第1項・南知多町まちなみ景観条例第11条）の規定に基づき、景観計画区域内における行為について、次のとおり届け出ます。							
行為の種類	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;"><input type="checkbox"/>建築物 <input type="checkbox"/>工作物</td> <td style="padding: 2px;">ア 新築・新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観を変更する修繕・模様替 カ 色彩の変更</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/>開発行為 <input type="checkbox"/>景観法第16条第1項に規定する政令で定める行為</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/>広告物 <input type="checkbox"/>広告物を掲出する物件</td> <td style="padding: 2px;">ア 表示・設置 イ 変更 ウ 改造</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物	ア 新築・新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観を変更する修繕・模様替 カ 色彩の変更	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 景観法第16条第1項に規定する政令で定める行為		<input type="checkbox"/> 広告物 <input type="checkbox"/> 広告物を掲出する物件	ア 表示・設置 イ 変更 ウ 改造
<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物	ア 新築・新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観を変更する修繕・模様替 カ 色彩の変更						
<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 景観法第16条第1項に規定する政令で定める行為							
<input type="checkbox"/> 広告物 <input type="checkbox"/> 広告物を掲出する物件	ア 表示・設置 イ 変更 ウ 改造						
行為の場所	南知多町						
行為の設計又は施行方法							
行為の期間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">着手予定日 年 月 日</td> <td style="padding: 2px;">完了予定日 年 月 日</td> </tr> </table>	着手予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日				
着手予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日						
連絡先	住 所 氏 名 電話番号						

- 注1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 景観法第16条第1項の規定による届出の場合は次の(1)から(3)までの書類を、南知多町まちなみ景観条例第11条の規定による届出の場合は次の(2)の書類を添付してください。
- (1) 景観法施行規則第1条第2項第1号から第3号までに掲げる図書
 - (2) 南知多町まちなみ景観条例施行規則別表の行為の種類別の区分に応じた同表に規定する図書
 - (3) 事前協議確認書
- 3 「届出者」欄には、行為者の住所等を記入してください。また、行為者が法人その他の団体の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当するものに☑し、必要に応じて○で囲んでください。
- 5 「連絡先」欄には、協議内容の照会先として、協議者以外の者（設計者、施行者等）を希望する場合に記入してください。

別紙1 (建築物用)

用途						
		申出部分	既存部分	合計		
敷地面積		m ²	m ²	m ²		
建築面積		m ²	m ²	m ²		
延べ面積	(階)	m ²	m ²	m ²		
高さ		m	m	m		
構造						
新築・増築・改築・移転	外埠仕上げ	申出部分		既存部分		
		屋根	色彩			
			素材			
		外壁	色彩			
	素材					
	敷地の緑化	申出部分		既存部分	合計	
		緑地面積	m ²	m ²	m ²	
樹種						
外観を変更する修繕・模様替	外観面積		m ²			
			変更面積	変更割合	変更前	変更後
	屋根	色彩	m ²	%		
		素材	m ²	%		
	外壁	色彩	m ²	%		
		素材	m ²	%		
景観上配慮した事項 その他参考となる事項						

- 注1 建築物の新築に該当する場合は、「既存部分」欄の記入は不要です。
- 2 「用途」欄には、事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等の建築物名を記入してください。
 - 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
 - 4 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
 - 5 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。（ ）には、階層を記入してください。
 - 6 「高さ」欄には、建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定により算定した高さを記入してください。また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、「申出部分」欄には増築又は改築する部分の高さを記入し、「既存部分」欄には現在の高さを記入し、「合計」欄には増築又は改築後の高さを記入してください。
 - 7 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等を記入してください。
 - 8 「色彩」欄には、マンセル表色系の記号を記入してください。また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積及びマンセル表色系の記号を記入してください。
 - 9 「素材」欄には、表面仕上げの素材をできるだけ詳しく記入してください。
 - 10 各欄に記入できない場合は、「別紙のとおり」とし、添付する図書に記入してください。
 - 11 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。

別紙2 (工作物用)

種 類						
\		申出部分	既存部分	合計		
敷 地 面 積		m ²	m ²	m ²		
築 造 面 積		m ²	m ²	m ²		
高 さ		m	m	m		
構 造						
新設・増築・改築・移転	仕 上 げ	\		申出部分	既存部分	
		色 彩				
		素 材				
	敷地の緑化	\		申出部分	既存部分	合計
		緑地面積		m ²	m ²	m ²
		樹 種				\
外観を変更する修繕・模様替 色彩の変更	外観面積				m ²	
	\		変更面積	変更割合	変更前	変更後
	色		m ²	%		
	素 材		m ²	%		
景観上配慮した事項 その他参考となる事項						

- 注1 工作物の新設に該当する場合は、「既存部分」欄の記入は不要です。
- 2 「種類」欄には、煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等の工作物名を記入してください。
 - 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
 - 4 「築造面積」欄には、工作物の水平投影面積を記入してください。
 - 5 「高さ」欄には、地上からの高さを記入してください。増築又は改築によって高さが増加する場合は、「申出部分」欄には増築又は改築する部分の高さを記入し、「既存部分」欄には現在の高さを記入し、「合計」欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
 - 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
 - 7 「色彩」欄には、マンセル表色系の記号を記入してください。また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積及びマンセル表色系の記号を記入してください。
 - 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材をできるだけ詳しく記入してください。
 - 9 各欄に記入できない場合は、「別紙のとおり」とし、添付する図書に記入してください。
 - 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。

別紙3（その他用）

目的				
行為の種類	ア 開発行為等	行為地の面積 m ²	変更後の土地の 形状	
		法面又は擁壁 の規模	法面等の外観	
		高さ 長さ 勾配	m m %	緑化の方法
	イ 広告物の表示等 ウ 広告物を掲出する 物件の設置等	表示面積		数量
景観上配慮した事項その他参考となる事項				

注1 行為の種類がアの場合は、次の事項に留意してください。

- (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
- (2) 「法面等の外観」欄には、法面又は擁壁の勾配、擁壁の素材等について記入してください。
- (3) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。

2 行為の種類がイ又はウの場合は、次の事項に留意してください。

- (1) 「表示面積」欄には、広告物の表示面積について記入してください。
- (2) 「数量」欄には、広告物等の数量について記入してください。

3 各欄に記入できない場合は、「別紙のとおり」とし、添付する図書に記入してください。

4 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、施行に当たって、特に留意した事項等を記入してください。

様式第4号（第5条関係）

景観計画区域内における行為変更届出書

年 月 日	
南知多町長 様	
届出者 住 所	
氏 名 電話番号	
<p>（景観法第16条第2項・南知多町まちなみ景観条例第11条）の規定に基づき、 次のとおり届出事項の変更を届け出ます。</p>	
行 為 の 種 類	
行 為 の 場 所	南知多町
当初の届出年月日	
適合通知書の番号	第 号
変 更 前	
変 更 後	

- 注1 変更に係る図書を添付してください。景観法第16条第2項の規定による届出の場合は、事前協議確認書を併せて添付してください。
- 2 「届出者」欄には、行為者の住所等を記入してください。また、行為者が法人その他の団体の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 行為の種類が屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件に係るもの場合は、「適合通知書の番号」欄への記入は、不要です。

様式第5号（第6条関係）

届出行為の適合通知書

様		第 年 月 日	号 日
		南知多町長	印
<p>年 月 日付けで届出のあった次の行為については、南知多町景観計画に定められた行為の制限に関する事項に適合すると認めます。</p>			
行為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物	ア 新築・新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観を変更する修繕・模様替 カ 色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 景観法第16条第1項に規定する政令で定める行為		
行為の場所	南知多町		
行為の期間	着手予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日	

様式第6号（第7条関係）

景観計画区域内における届出行為完了届出書

南知多町長		年 月 日
届出者 住 所 氏 名 電話番号		
年 月 日付で届け出た次の行為について、当該行為が完了したので、南知多町まちなみ景観規則第7条の規定に基づき届け出ます。		
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物	ア 新築・新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観を変更する修繕・模様替 カ 色彩の変更
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 景観法第16条第1項に規定する政令で定める行為	
	<input type="checkbox"/> 広告物 <input type="checkbox"/> 広告物を掲出する 物件	ア 表示・設置 イ 変更 ウ 改造
行 為 の 場 所		
適 合 通 知 書 の 番 号		第 号

様式第7号（第8条関係）

助言・指導・勧告書

様		第 年 月 日 号
南知多町長		印
<p>年 月 日付けで届出のあった次の行為について、南知多町景観計画に定められた行為の制限に関する事項に適合しないので、（景観法第16条第3項・南知多町まちなみ景観条例第13条）の規定に基づき、次のとおり（助言・指導・勧告）します。</p>		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物	ア 新築・新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観を変更する修繕・模様替 カ 色彩の変更
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 景観法第16条第1項に規定する政令で定める行為	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 広告物 <input type="checkbox"/> 広告物を掲出する物件	ア 表示・設置 イ 変更 ウ 改造
行為の場所	南知多町	
助言・指導・勧告の内容		

様式第8号（第9条関係）

変更等措置・原状回復等命令書

様		第 年 月 日	号
		南知多町長	
<p>年 月 日付けで届出のあった次の行為について、南知多町景観計画に定められた形態意匠の制限に適合しないので、景観法第17条（第1項・第5項）の規定に基づき、次のとおり措置することを命じます。</p>			
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観を変更する修繕・模様替 カ 色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 工作物	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観を変更する修繕・模様替 カ 色彩の変更	
行為の場所		南知多町	
命令の内容			

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南知多町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、南知多町長を被告として（訴訟において南知多町を代表する者は、町長となります。）、名古屋地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<連絡先>

南知多町 部 課
 担当者：
 電話： (内線：)
 FAX：
 e-mail：

様式第9号（第12条関係）

景観重要建造物現状変更許可申請書

南知多町長 様		年 月 日
		申請者 住 所 氏 名 電話番号
景観法第22条第1項の規定に基づく景観重要建造物の現状変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。		
指 定 番 号 等	指定番号	指定年月日 年 月 日
景観重要建造物の名称		
景観重要建造物の所在地	南知多町	
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 外観を変更する修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 ()	
行 為 の 場 所	南知多町	
設 計 又 は 施 行 方 法		
行 為 の 期 間	着手予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日

注 景観法施行規則第9条第2項に掲げる図書を添付してください。

様式第 10 号（第 12 条関係）

景観重要建造物現状変更許可書

様	第 年 月 日 号
南知多町長	印
年 月 日付けで申請のありました次の景観重要建造物の現状変更については、許可します。	
指 定 番 号 等	指定番号 ----- 指定年月日 年 月 日
景観重要建造物の名称	
景観重要建造物の所在地	南知多町
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 外観を変更する修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 ()
行 為 の 場 所	南知多町
現 状 変 更 の 内 容	
許 可 条 件	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、南知多町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、南知多町長を被告として（訴訟において南知多町を代表する者は、町長となります。）、名古屋地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この決定の日から 1 年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<連絡先>

南知多町 部 課
担当者：
電 話： (内線：)
F A X：
e-mail：

景観重要建造物所有者変更届出書

年 月 日

南知多町長 様

届出者（新所有者）

住 所

氏 名

電話番号

下記の景観重要建造物の所有者を変更したので、景観法第 43 条の規定に基づき届け出ます。

記

1 指定番号

2 指定年月日

年 月 日

3 景観重要建造物の名称

4 景観重要建造物の所在地

南知多町

様式第 12 号（第 16 条関係）

景観重要樹木現状変更許可申請書

南知多町長 様		年 月 日	
		申請者 住 所	
		氏 名 電話番号	
景観法第 31 条第 1 項の規定に基づく景観重要樹木の現状変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。			
指 定 番 号 等	指定番号	指定年月日 年 月 日	
景観重要樹木の樹種			
景観重要樹木の所在地	南知多町		
行 為 の 種 類	(<input type="checkbox"/> 伐 採 <input type="checkbox"/> 移 植)		
行 為 の 場 所	南知多町		
施 行 方 法			
行 為 の 期 間	着手予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日	

様式第 13 号（第 16 条関係）

景観重要樹木現状変更許可書

様	第 年 月 日 南知多町長 印
年 月 日付けで申請のありました次の景観重要樹木の現状変更については、許可します。	
指 定 番 号 等	指定番号 指定年月日 年 月 日
景観重要樹木の樹種	
景観重要樹木の所在地	南知多町
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 伐 採 <input type="checkbox"/> 移 植（ ）
行 為 の 場 所	南知多町
現 状 変 更 の 内 容	
許 可 条 件	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、南知多町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、南知多町長を被告として（訴訟において南知多町を代表する者は、町長となります。）、名古屋地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<連絡先>
 南知多町 部 課
 担当者：
 電 話： (内線：)
 F A X：
 e-mail：

景観重要樹木所有者変更届出書

年 月 日

南知多町長 様

届出者（新所有者）

住 所

氏 名

電話番号

下記の景観重要樹木の所有者を変更したので、景観法第 43 条の規定に基づき届け
出ます。

記

1 指定番号

2 指定年月日

年 月 日

3 景観重要樹木の樹種

4 景観重要樹木の所在地

南知多町